

再意見書

平成13年6月22日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号

163-8003

(ふりがな)
住 所

とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
東京都新宿区西新宿2丁目3番2号

(ふりがな)
氏 名

けいでいーでいーあいかぶしがいいしゃ
KDDI 株式会社

代表取締役社長 おくやま ゆうさい
奥山 雄材

メールアドレス

okawa@kddi.com

郵便番号

104-8508

(ふりがな)
住 所

とうきょうとちゅうおうくはちちょうぼり
東京都中央区八丁堀4丁目7番1号

(ふりがな)
氏 名

にっぽん かぶしきがいしゃ
日本テレコム株式会社

代表取締役社長 むらかみ はるお
村上 春雄

メールアドレス

myoshino@japan-telecom.co.jp

郵便番号	108-8525
住 所	東京都港区芝浦4丁目9番25号
氏 名	東京通信ネットワーク株式会社
	代表取締役社長 白石 智
メールアドレス	thonda@is.ttnet.co.jp

郵便番号	111-8061
住 所	東京都台東区浅草橋 5 丁目 2 0 番 8 号
氏 名	ケーブル・アント・ワイレス アイデ ィー 株式会社 代表取締役社長 サイモン・カニンガム
メールアドレス	a.kobayashi@cw.com

郵便番号	100-0005
住 所	東京都千代田区丸の内 2 丁目 2 番 2 号
氏 名	エシ・アワールド・コム・ジャパン株式会社 代表取締役社長 ヴィノード・クマール
メールアドレス	noguchi.yukio@wcom.co.jp

郵便番号

060-0031

住 所

札幌市中央区北一条東2丁目5番3号

氏 名

北海道総合通信網株式会社

代表取締役社長 吉田 晃浩

メールアドレス

shima@hotnet.ad.jp

郵便番号	980-0804
住 所	宮城県仙台市青葉区大町 2 丁目 1 5 番 2 8 号
氏 名	東北インテリジェント通信株式会社 取締役社長 相原 孝志
メールアドレス	kimura@tohknet.co.jp

郵便番号	460-0008
住 所	名古屋市中央区栄2丁目2番5号
氏 名	中部テレコミュニケーション株式会社
	代表取締役社長 木村 洋一
メールアドレス	t-takag@nt.ctc.co.jp

郵便番号	920-0993
住 所	金沢市下本多町五番丁 2 6 番地
氏 名	北陸通信ネットワーク株式会社
	代表取締役社長 豊田 邦男
メールアドレス	matusima@htnet.co.jp

郵便番号

730-0855

(ふりがな)
住 所

ひろしましなかくこあみちょう
広島市中区小網町 6 番 1 2 号

(ふりがな)
氏 名

ちゅうごくつうしん
中国通信ネットワーク株式会社

代表取締役社長 いけがみ よしお
池上 孝夫

メールアドレス

t-matsui@ctnet.co.jp

郵便番号	761-0195
住 所	高松市春日町 1 7 3 5 番地 3 号
氏 名	株式会社四国情報通信ネットワーク
	代表取締役社長 佐藤 洋一
メールアドレス	mkumon@stnet.co.jp

情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 13 年 5 月 18 日付け情審通第 103 号で公告された第二次答申草案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

**「接続ルールの見直しについて」第二次答申草案への意見に対する再意見等
～網機能提供計画について～**

平成 13 年 6 月 22 日

K D D I 株 式 会 社
日 本 テ レ コ ム 株 式 会 社
東 京 通 信 ネットワーク株式会社
ケーブル・アント・ワイヤレスIDC株式会社
エムシーアイワールドコム・ジャパン株式会社
北 海 道 総 合 通 信 ネットワーク株式会社
東 北 インテリジェント通信株式会社
中 部 テ レ コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 株 式 会 社
北 陸 通 信 ネットワーク株式会社
中 国 通 信 ネットワーク株式会社
株式会社四国情報通信ネットワーク

1 網機能計画制度について

提出された意見

- 網機能提供計画の見直しについては、新技術の早期導入、新サービスの早期提供によるIT革命推進の観点から、次回ルール見直し時期に拘らず、技術の進展や相互接続の実態に則して、順次柔軟に見直されることを要望いたします。

(東日本電信電話株式会社意見 P.10、西日本電信電話株式会社意見 P.10)

弊社意見等

- 上記意見のとおり、「新技術の早期導入、新サービスの早期提供によるIT革命推進」は必要であると考えます。
ただし、「IT革命推進」のためには、まず公正競争の確保を前提とすべきと考えます。
そもそも、NTT東西地域会社はボトルネック設備を有しており、他事業者はその設備と接続しなければサービス提供が不可能であるため、そのための情報開示の義務づけ、及び、他事業者の意見の反映は、当然のことであると考えます。特定の事業者のみが早期にサービス及び機能の提供を行うことのできる状況は、ユーザ利便性が向上せず、結果としてIT革命の推進が実現できないこととなります。
- 「網機能提供計画」の届出・公表の義務は、答申草案のとおり、サービス開発に関する公正有効競争条件確保と円滑な接続の推進のために必要なルールであることから、情報開示は、公正競争のためには必要不可欠であると考えます。
したがって、網機能提供計画の従来の原則を引き続き維持していくことが必要であると考えます。
- 上記をふまえ、今後においても網機能提供計画の見直しを行う場合には、以下の条件を担保することが必要と考えます。
 - ①周知方法のスキームが担保され、かつ、個々の案件等について、接続事業者よりクレームがないこと
(具体的には、ルール一般として、短期化しても、事業者間において同時に当該機能を利用したサービスの開始ができる状況が担保され、かつ、個別案件として、接続事業者からの要望が反映される状態が担保されることが前提と考えます。周知方法を含む。)
 - ②接続にNTT東西地域会社の独自仕様を含む場合(例:エンド・エンドの保守監視情報等)、特定事業者の独自仕様のものが開発された場合等の情報開示
 - ③設備構成、提供時期やエリア等の情報開示
 - ④設備対応、精算処理、事務手続、外販許可、設備調達(納入時期等)等における公平な条件 等

2 適用範囲について

提出された意見

- 短縮にあたっての公表内容の充実については、網機能計画は、そもそも開発の着手前の情報開示であり、機能の概要レベルの説明にならざるを得ないものと考えます。
- NTT東西としては、他事業者のコメント等を考慮し、周知についてより一層の改善を行うとともに、当該機能により実現されるであろう方式の概要については、これまで以上に説明を行っていく考えです。

(東日本電信電話株式会社意見 P.12、西日本電信電話株式会社意見 P.12)

弊社意見等

- そもそも、NTT東西地域会社が、開発着手前の情報開示では「機能の概要レベルの説明にならざるを得ない」とすることについては、接続事業者が接続に向けた検討・準備を開始することができず、「サービス開発に関する公正競争条件確保と円滑な接続の推進のために行われるもの」とされる網機能提供計画の主旨に反するため、容認すべきではないと考えます。

網機能計画は本来、指定電気通信設備を有するNTT東西地域会社が、網改造前の段階で、NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者との間で公平に、かつ、要望の有無を判断するに十分な情報を開示すべきとされる制度であると理解しております。

- 「当該機能により実現されるであろう方式の概要」との記述は、答申草案の「想定される利用用途」を意味すると理解しております。
そもそも、「これまで」においては、「想定される利用用途」についての情報開示がされず、接続事業者が要望を検討するにあたっては不十分であったため、答申草案の主旨を踏まえ、前回弊社意見に述べさせていただきまし
たとおり、可能な限り具体的に示していただきたいと思います。
- 仮に、期日までに詳細の決定が不可能となった場合においては、未決定である理由、及び、決定時期を明記することを義務づけていただきたいと思います。
例えばインタフェースについては「〇ヶ月前」或いは開発着手前の開示を義務づけていただきたいと思います。

2 適用範囲について

提出された意見

- 答申案において、網機能提供計画の対象外として、ルータ、DSLAM(G992.2 Annex C準拠)、スプリッタが挙げられておりますが、ルータ及びスプリッタにおいては、対応するプロトコルによる接続性、また上位レイヤでの接続性等により、機能の詳細な仕様が、一概には、特定できないため、網機能計画の開示対象範囲とし他事業者が確認できる機会を与えることが必要と考えます。なお、意見受付期間を設けることにより、サービスの早期実施の観点については、改善可能ですので、網機能計画の適用範囲としていただけるよう強く要望いたします。

(イー・アクセス株式会社意見 P.9)

弊社意見等

- 上記意見に賛成致します。
- ルータ、DSLAM(G992.2 Annex C準拠)、スプリッタについては、特に、以下の情報が必要と考えます。

- ・NNI、UNIの条件（インタフェース情報）
- ・認証情報（attribute情報等）
- ・事業者側NWへ渡される時のスループット情報
- ・その他接続に必要な情報（ルータ等の機種名・通信プロトコルのバージョン情報・ルータソフト等のバージョン情報）
- ・導入開始年月日、提供予定時期
- ・導入の目的（新規サービスの提供のため・網構成の効率化を図る等）
- ・導入・提供エリア情報（各県毎の導入予定等）
- ・当該設備の利用に伴う費用の有無及び概算（創設費の概算、経費化した場合の事業者の負担方法・負担額概算等）

- 上記の項目について情報開示されない場合、例えば、以下のような相互接続例に支障を来すことが想定されます。

- (例：ルータの場合)
- ・MPLSやBGP等を使用したIP-VPN網のルータルータ間の相互接続
- ・MPLSシグナリングプロトコル等を使用したIPトラフィックエンジニアリングパスの相互接続
- ・SIP等を使用したVoIP網の相互接続
- ・HTTPやキャッシュ相互通信プロトコル等を使用したコンテンツ配信網の相互接続
- ・L2TPやPPPoEのポータル配信機能の相互接続
- ・XML等を使用した動的なIPサービスレベル仕様の相互接続

2 適用範囲について

提出された意見

- 網機能計画の下、審議会の報告書は変更届け出の対象からルータ、DSLAM及びスプリッタを外すことを提案していますが、これはNTTがこれらの装置を変更する場合200日前の通告をしなくてもいいことを意味しています。審議会は、総務省が、これらの要素に関する届け出がなかった場合にそれらの装置の変更から直接影響を受ける競合事業者が不利益を被らないようにするよう、提言すべきです。

(在日米国大使館意見)

弊社意見等

- 上記意見に賛成いたします。
- 行政におかれましては、網機能提供計画の運用について引き続き注視していただくことを要望いたします。
- 公正競争確保の観点から、NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者とのイコールフットイングが担保されることが必要であり、接続事業者側が要望を検討するに十分な内容を公表すべきと考えます。
- ルータ、DSLAM(G992.2 Annex C準拠)、スプリッタについては、前回意見書に述べさせていただきましたとおり、引き続き適用範囲の対象とすべきと考えます。

3 公表期間について

提出された意見

- 「総務省研究会に基づく網機能」については、既に研究会において他事業者の意見等が反映されていることから、意見受付期間は不要であり、着手することを出れば足りるものと考えます。
また、「一般に市販され、競争的に調達可能な装置により実現される網機能」については、ベンダ等が主導的に開発した機能であり、接続を前提としているものであることから、意見受付期間は不要であり、着手することを出れば足りるものと考えます。

(東日本電信電話株式会社意見 P.12、西日本電信電話株式会社意見 P.12)

弊社意見等

- 上記意見に反対いたします。
- NTT東西地域会社内の「指定設備利用部門」と接続事業者とのイコールフットイングが担保され、接続事業者が要望を検討できる程度の詳細な情報開示が行われることを大前提とすべきと考えます。(例:設備調達、納入時期等について)
- よって、公表期間の短縮を検討する場合においては、公表内容の充実、および周知方法の改善とともに、意見受付期間等のスキームが担保されることが必要と考えます。
- 「総務省研究会に基づく網機能」及び「一般に市販され、競争的に調達可能な装置により実現される網機能」との記述については定義が不明確であり、また、その定義が明確化されているか否かに係わらず、接続事業者にとっては、詳細についての情報開示等は必要であるため、網機能提供計画の対象全てについて、意見受付期間は必要と考えます。

3 公表期間について

提出された意見

- 網機能提供計画の公表期間について、一定の意見受付期間を設け、開示期間を柔軟に運用することは適当と考えますが、公表内容、周知方法並びに意見受付スキームなど、明確な運用基準を規定していただくことを要望します。

(イー・アクセス株式会社意見 P.9)

弊社意見等

- 上記意見に賛成いたします。
- 期間の短縮にあたっては、意見受付等の運用基準について、今後、検討の場を設けていただきたいと思います。具体的には、①誰が主体となり、「他事業者からの説明要望や意見」を受け付けるのか、②誰が主体となり「要望・意見への対応が終了して更なる要望・意見がない」と判断するのか、③誰が主体となり「手続」の整備を行うのかについて、答申に明記していただきたいと思います。
仮に、指定電気通信設備を有する事業者が、接続事業者からの意見を受け付ける主体である場合は、行政による注視を今後継続的に行っていただく旨を答申に明記していただきたいと思います。(例えば、指定電気通信設備を有する事業者が接続事業者からの意見を受け付けない等、意見受理までに相当の期間を要する等の事態も想定されますが、そのような場合においては、速やかに行政による指導が行われる等の措置を担保していただきたいと思います。また、受理から対応終了までの期間についても、相当期間を要することが懸念されるため、そのような場合においては、速やかに行政による指導が行われる等の措置を担保していただきたいと思います。)
- 弊社では、基本的に手続の大枠は、行政により整備していただき、個別の事業者間の運用において問題が発生した場合は、接続事業者からの申告に基づき、速やかに行政により適切な措置を行っていただきたいと思いますと考えておりますので、このような主旨が反映されるよう、答申に明記していただきたいと思います。

弊社意見等

- 「接続に関する情報開示(インタフェース関連)」についても、網機能提供計画と同様に、公表内容、周知方法等について、確実に運用していただきたいと考えます。

今後においても上記ルールが確実に運用されない場合には、提供開始時期等の観点から公正競争を確保するためにも、義務化することが必要と考えます。提供開始から「概ね半年～1年前」の公表の遵守と、接続事業者にとって必要不可欠な情報を全て開示していただくことが必要と考えます。

前回意見書に述べさせていただきましたとおり、これまでに接続事業者に支障があった事例があり、公正競争上問題であると考えます。

現状においては、必要な情報が全て開示されているか否かについて、接続事業者側には判断が不可能であり、個別案件について上記ルールの対象か否かを判断する主体はNTT東西地域会社であるため、行政におかれましては、上記ルールの運用について今後継続的に注視していただく旨を答申に明記していただくとともに、今後問題があった場合は、法的担保等も含めた検討を行っていただきたいと考えます。

- 非指定設備についても、情報開示のルールを設けていただきたいと考えます。

前回意見書に述べさせていただきましたとおり、当初は非指定設備であったものがその後の整理で指定設備となるケースもありましたため、公正競争条件確保の観点から今後の動向を鑑み、非指定設備とされる設備(機能)が出てきた場合等においては、ルールの策定等の措置を講じていただきたいと考えます。